

平成 20 年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率等の算定結果について（確報）

平成 21 年 11 月 30 日

県内市町における平成 20 年度決算に基づく「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）による健全化判断比率等を公表します。

1 平成 20 年度 県内市町健全化判断比率等の概要

（1）一般会計等の健全化判断比率

一般会計等の健全化判断比率は、すべての市町において早期健全化基準を下回りました。

指 標	意 味	算定結果	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	該当なし	11.25～15%	20%
連結実質赤字比率	全会計の実質赤字額等の標準財政規模に対する比率	該当なし	16.25～20%	40%
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	平均 16.0%	25%	35%
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的負債の標準財政規模に対する比率	平均 115.4%	350%	

（2）公営企業会計の資金不足比率

公営企業会計の資金不足比率は、県内市町の 127 会計すべてが経営健全化基準を下回りました。資金不足比率が計上された会計は、伊方町の風力発電事業特別会計の 3.2%のみでした。これは落雷による長期停止のため売電収入が伸びなかったことが原因であり、伊方町では既に予備の部品を充足するなど対策を講じ、来年度には資金不足も解消される見込みです。

他の会計は、すべて資金不足額がなく、算定される比率はありませんでした。

指 標	意 味	算定結果	経営健全化基準
資金不足比率	公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	風力発電事業特別会計（伊方町） 3.2%	20%

(3) 算定結果の分析

上記のように、平成20年度決算に基づく県内市町の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は、すべて基準を下回りました。しかし、全国のデータを見ると、愛媛県は実質公債費比率、将来負担比率ともに全国平均を上回り、都道府県順位では実質公債費比率が35位（平成19年度33位）、将来負担比率が33位（同35位）となっていることから、財政健全化に向けたさらなる努力が必要です。

	愛媛県平均	全国平均
実質公債費比率	16.0%（全国35位）	14.1%
将来負担比率	115.4%（全国33位）	96.2%

県平均、全国平均ともに市町村別の単純平均

2 各市町詳細

(1) 各市町の健全化判断比率

各市町の指標算定結果は以下のとおりです。

(単位: %)

健全化判断比率 市町名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率			将来負担比率		
	H19・20	H19・20	H19		H20	H19		H20
松山市			10.1	↘	9.9	128.8	↘	101.3
今治市			16.5	↘	16.3	135.4	↘	122.9
宇和島市			18.2	↘	16.7	175.2	↘	154.5
八幡浜市			15.7	↗	16.8	148.5	↗	155.8
新居浜市			12.9	↘	11.4	46.2	↘	39.5
西条市			16.4	↘	15.7	130.1	↘	122.2
大洲市			22.7	↘	22.0	182.6	↘	165.3
伊予市			14.5	↗	15.3	109.2	↗	115.6
四国中央市			20.7	↘	20.2	267.2	↘	244.4
西予市			14.0	↘	13.8	120.6	↘	107.8
東温市			13.7	↗	14.2	105.8	↗	120.1
上島町			14.5	↘	13.7	80.7	↘	62.6
久万高原町			21.8	↘	21.0	194.5	↘	166.0
松前町			13.8	↗	13.9	129.6	↘	113.4
砥部町			13.3	↘	12.1	32.6	↘	11.5
内子町			18.1	↘	17.5	129.8	↘	105.3
伊方町			16.5	↘	16.1	11.6	↗	23.1
松野町			17.4	↗	18.3	153.2	↘	127.4
鬼北町			19.5	→	19.5	165.0	↘	151.4
愛南町			16.9	↘	16.4	119.2	↘	98.7
平均			16.4	↘	16.0	128.3	↘	115.4

は、地方財政法による起債許可団体(実質公債費比率18%以上)

実質赤字比率・連結実質赤字比率

全市町が黒字のため、該当はありませんでした。

実質公債費比率

地方財政法の規定による 18%以上の団体は 5 市町でした（前年度比 1 団体減）。

早期健全化基準である 25%以上の市町はありませんでした。

実質公債費比率が上昇した市町とその主な理由

市町名	理 由
八幡浜市	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要算入額が減少したため
伊予市	一部事務組合の施設建設事業に係る元金償還が開始され、負担金が増加したため
東温市	統合簡易水道事業の実施に伴い、準元利償還金が増加したため
松前町	下水道債に充てたと認められる繰入金が増加したため
松野町	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額が減少したため

将来負担比率

早期健全化基準である 350%以上の市町はありませんでした。

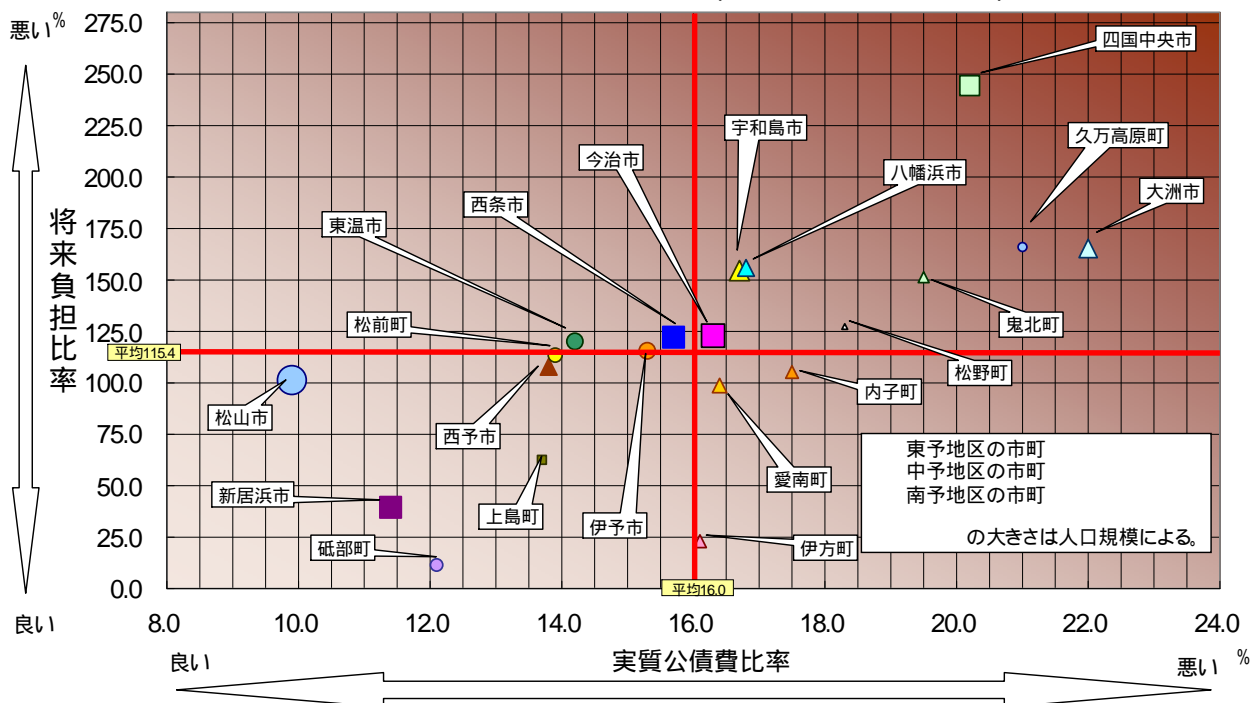
将来負担比率が上昇した市町とその主な理由

市町名	理 由
八幡浜市	下水道債、病院事業債に係る公営企業債等繰入見込額が増加したため
伊予市	下水道債、簡易水道債に係る公営企業債等繰入見込額が増加したため
東温市	下水道債に係る公営企業債等繰入見込額、特別養護施設建設に係る債務負担行為額が増加したため
伊方町	下水道債に係る公営企業債等繰入見込額が増加したため

(2) 算定結果の分析

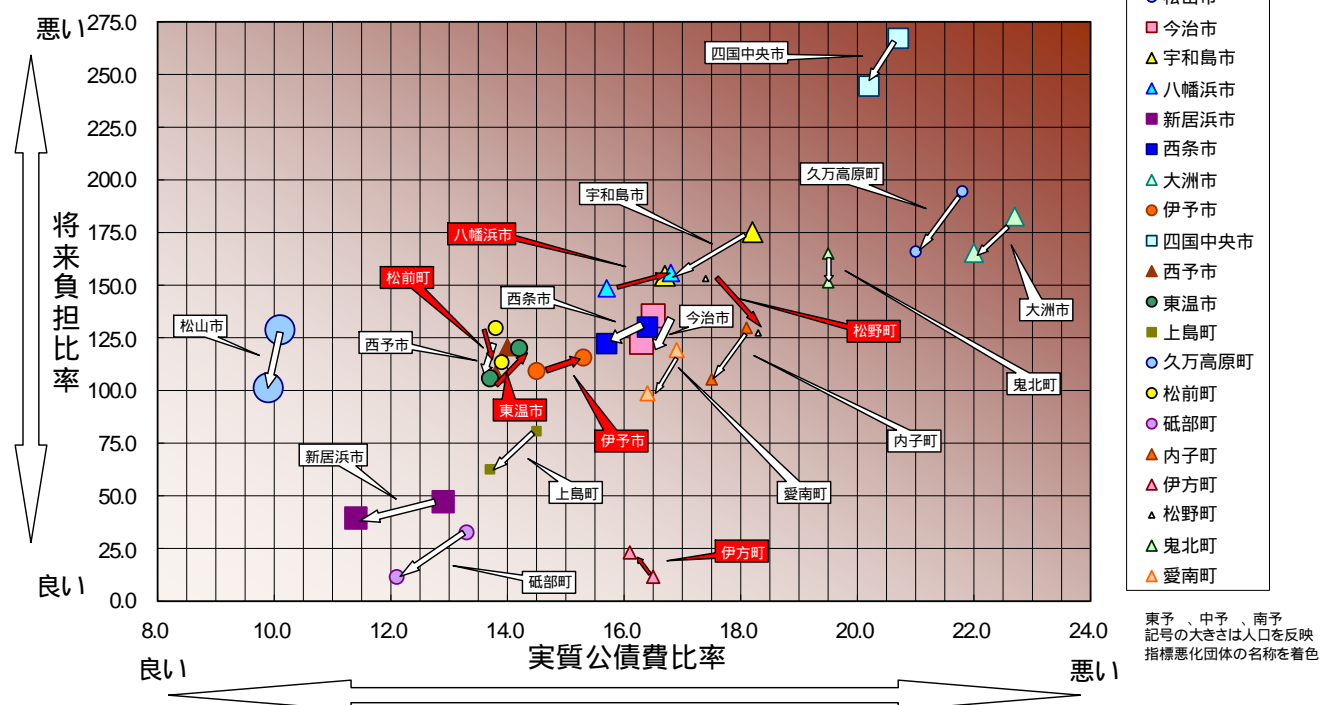
各市町の比率を利用して、横軸に実質公債費比率を、縦軸に将来負担比率をとり、各市町の状況と昨年度からの変化を表したものが下の財政健全化判断比率クロス表です。クロス表の左下ほど財政状況が良い市町ということが出来ます。

財政健全化判断比率クロス表(平成20年度決算)



また、各市町の指標が平成19年度からどのように変化したかをクロス表上で表したものが、下の経年変化クロス表です。実質公債費比率または将来負担比率の少なくともどちらか一方が悪化した市町の名称を赤く着色してあります。

健全化判断比率経年変化クロス表(対前年度比較)



また、総務省より全国の自治体の算定結果（確報）が公表されました。そこから都道府県別市町村
 平均値（単純平均）を算出すると、実質公債費比率及び将来負担比率の二つの指標については以下の
 表のようになりました。 都道府県平均、全国平均ともに市町村別の単純平均

実質公債費比率（市町村単純平均）

将来負担比率（市町村単純平均）

(単位: %)

順位	都道府県名	実質公債費比率
1	東京都	6.0
2	愛知県	7.2
3	神奈川県	8.0
4	大阪府	9.6
5	埼玉県	10.8
6	岐阜県	11.9
7	栃木県	11.9
8	三重県	11.9
9	千葉県	11.9
10	大分県	12.0
11	群馬県	12.1
12	静岡県	12.6
13	福岡県	12.7
14	宮城県	13.2
15	茨城県	13.3
16	京都府	13.6
17	徳島県	13.7
18	山梨県	13.9
19	沖縄県	13.9
20	福井県	13.9
21	熊本県	14.1
22	長崎県	14.1
23	香川県	14.2
24	山口県	14.6
25	和歌山県	14.7
26	宮崎県	14.9
27	佐賀県	15.3
28	滋賀県	15.4
29	広島県	15.5
30	鹿児島県	15.7
31	福島県	15.7
32	兵庫県	15.8
33	長野県	15.9
34	新潟県	15.9
35	愛媛県	16.0
36	岡山県	16.2
37	奈良県	16.4
38	北海道	16.8
39	石川県	16.9
40	高知県	16.9
41	岩手県	17.0
42	秋田県	17.3
43	山形県	17.4
44	青森県	18.4
45	鳥取県	19.1
46	富山県	19.1
47	島根県	21.6
全国平均		14.1

(単位: %)

順位	都道府県名	将来負担比率
1	東京都	25.0
2	愛知県	40.3
3	群馬県	59.5
4	岐阜県	61.4
5	徳島県	63.4
6	福岡県	67.1
7	栃木県	68.1
8	大分県	68.8
9	長野県	73.6
10	宮崎県	74.8
11	高知県	79.6
12	山梨県	79.7
13	神奈川県	81.3
14	静岡県	82.6
15	埼玉県	83.3
16	三重県	84.0
17	長崎県	85.0
18	佐賀県	87.0
19	熊本県	90.3
20	沖縄県	92.4
21	千葉県	94.0
22	滋賀県	95.7
23	福島県	96.6
24	香川県	98.2
25	宮城県	98.8
26	福井県	102.5
27	茨城県	102.6
28	北海道	104.7
29	鹿児島県	106.4
30	山口県	108.7
31	和歌山県	111.0
32	京都府	111.2
33	愛媛県	115.4
34	大阪府	116.4
35	新潟県	118.1
36	岡山県	119.8
37	岩手県	128.7
38	奈良県	128.8
39	山形県	130.3
40	鳥取県	130.7
41	秋田県	133.2
42	広島県	137.6
43	兵庫県	151.3
44	石川県	153.7
45	富山県	162.5
46	青森県	164.8
47	島根県	190.2
全国平均		96.2

上記のように、愛媛県内市町は実質公債費比率で全国 35 位（平成 19 年度 33 位）、将来負担比
 率で全国 33 位（同 35 位）であり、全国的に見ても厳しい状況にあるといえます。県内市町には
 さらなる財政規律の確保が望まれるとともに、県としても適切に支援して参ります。

3 参考：財政健全化法とは

(1) 財政健全化法の概要

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が成立し、地方公共団体の新しい財政再建制度が確立されました。財政健全化法では、従来の地方財政再建促進特別措置法が、財政の早期是正機能、情報の開示、会計の連結による評価等の仕組みを持っていなかったことなどを踏まえたものです。

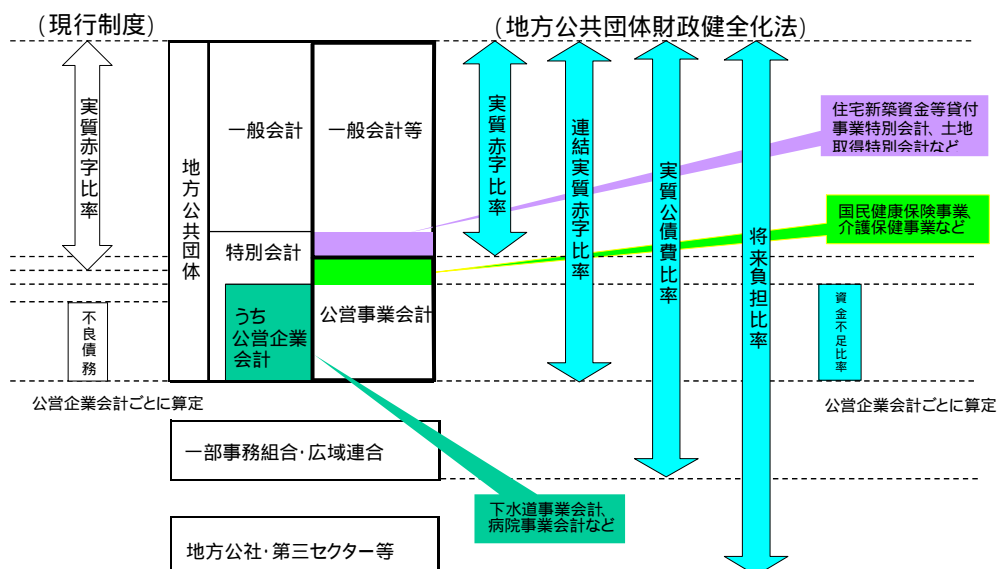
この財政健全化法に基づき、財政運営・経営の健全性を示すものとして、一般会計等は 4 つ、公営企業会計は 1 つの指標を平成 19 年度決算から公表しております。また、平成 21 年 4 月 1 日から財政健全化法のすべての規定が施行されたことにより、平成 20 年度決算以降にこれらの指標が一定基準以上となった場合には、財政の健全化を図るため以下のような義務が課せられます。

地方公共団体	義務
早期健全化団体 (自主努力による財政健全化を目指す)	・「財政健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告、住民に公表 等
財政再建団体 (国等の関与による確実な財政再建を目指す)	・「財政再建計画」の策定・公表 ・地方債の起債制限 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等
公営企業	義務
経営健全化団体 (自主努力による公営企業の経営健全化を目指す)	・「経営健全化計画」の策定・公表 ・計画の実施状況について、毎年度議会に報告し、住民に公表 等

(2) 各指標の意味

以下、財政健全化法に定められた指標を概説します。

健全化判断比率等の対象について



(注)総務省作成資料に一部加筆

実質赤字比率 【早期健全化基準 11.25～15%】

一般会計等の実質収支額の合計が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。一般会計等の実質収支が黒字であれば、「該当なし」となります。

連結実質赤字比率 【早期健全化基準 16.25～20%】

一般会計等に公営事業会計を加えた全会計の合計実質収支額等が赤字の場合に、それが標準的な年間収入に対してどれくらいの割合となるかを指します。 同じく、黒字であれば「該当なし」となります。

実質公債費比率 【早期健全化基準 25%】

一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な年間収入（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を除く。）に対してどのくらいの割合となるかを指します。この指標が18%以上になると、財政健全化法とは別に、地方財政法の規定により地方債の発行に県知事の許可が必要になります。

将来負担比率 【早期健全化基準 350%】

一般会計等が将来担うことになる負担の推計額が標準的な年間収入の何倍にあたるかを指します。

		早期健全化段階	再生段階
実質赤字比率	健全財政	11.25～15% ¹	20%
連結実質赤字比率		16.25～20% ¹	40% ²
実質公債費比率		25%	35%
将来負担比率		350%	対象外

早期健全化団体
財政再生団体

1 実質赤字比率、連結実質赤字比率に係る早期健全化基準は、当該団体の標準財政規模により変動する

2 平成19～21年度の経過的基準による（H19：40% H20：40% H21：35% H22～：30%）

資金不足比率 【経営健全化基準 20%】

公営企業の資金不足額（基本として流動負債の額から流動資産の額を控除した額のこと。）が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを表します。

参考：総務省 地方公共団体財政健全化法資料

(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>)